

## 地方税の非課税限度額引上げを求める意見書（案）

近年の物価上昇に対して、賃金や年金の引上げが追いつかず、苦しい国民生活が続いている。地方税法に基づく住民税の非課税限度額は、2009年以降、16年間ほぼ据置きとなっており、現在の社会情勢を十分反映していないため、僅かな年金額の増加によって課税世帯となる事態を招いている。非課税世帯から課税世帯に変わることによって、住民税の均等割を負担するだけでなく、介護保険料、医療保険料の増額や非課税世帯への様々な補助や支援が受けられなくなるということが生じている。

非課税限度額据置きの影響は高齢者に限ったことではないが、厚労省の「2024年国民生活基礎調査の概況」によると、高齢者の55.8%が「生活が苦しい」と答えており、物価高騰が高齢者の生活を直撃しているのは明らかである。高齢者世帯の生活の安定と尊厳を守るために、非課税限度額の実情に即した見直しが重要と考える。

よって、国においては、地方税法における非課税限度額を、物価上昇や生活費の上昇を反映した適切な水準に改定するとともに、見直しに伴う地方自治体の減収については、国の責任で恒久的な財源措置を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

奈良市議会